

台風 19 号の影響に伴う降雨による防災情報(第 5 報・終報)

新庄河川事務所では、10 月 14 日 2 時 50 分、災害対策支部(注意体制・砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、**管内の砂防施設等の点検の結果、異状が認められないことから**、10 月 15 日 11 時 40 分に災害対策支部(注意体制・砂防)を解除しました。

1. 新庄河川事務所の体制

10 月 14 日(火)2 時 50 分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置

10 月 15 日(水)11 時 40 分 災害対策支部(注意体制・砂防)解除

※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量80mmに達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量120mmに達し土砂災害の恐れがある場合
時間雨量40mmに達し土砂災害の恐れがある場合

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262

副所長(砂防) 佐藤 勝美(内線205)

調査課長 田村 公仁(内線351)